

# 会 議 録

会議の名称	平成27年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成27年5月28日（木） 午後6時00分～午後8時58分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成26年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 平成27年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成27年5月28日(木)午後6時00分～午後8時58分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成26年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①広聴業務 ②振り込め詐欺等被害防止機器貸与業務 ③消費者施設利用業務④住居確保給付金事業業務 ⑤認知症初期集中支援事業 ⑥冒険遊び場等健全育成業務 ⑦コンビニ交付業務変更届 ⑧妊産婦訪問指導事業変更届 ⑨認知症早期発見・早期診断推進業務廃止届 ⑩子ども手当支給業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第1号 「市民の声」連絡票電子管理整理簿について

諮問第2号 コンビニ交付システムについて

諮問第3号 コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について

諮問第4号 証明書等自動交付事務委託について

諮問第5号 高齢者向け「悪質商法被害ゼロキャンペーン」(仮称)事業委託について

諮問第6号 小金井市認知症初期集中支援委託業務について

諮問第7号 地域包括支援センター運営委託業務について

諮問第8号 小金井市冒険遊び場等健全育成事業委託について

(4) その他

ア 個人情報の流出について

イ 次回の日程について

### 4 出席者

#### 【委員】

松 行 康 夫 植 草 康 仁 仮 野 忠 男

亀 山 久美子 嶋 田 一 男 白 石 孝

多 田 岳 人 土 屋 義 弘 西 口 守

望 月 皓

【市 側】

天野総務部長

<広報秘書課>

天野広報秘書課長

吉田広聴係長

<地域安全課>

吉田地域安全課長

信岡地域安全係長

<市民課>

松井市民課長

大久保市民係長

松本市民係主事

頼元市民係主事

吉田市民係主事

<経済課>

當麻経済課長

佐藤消費生活係長

<地域福祉課>

梶野生活福祉担当課長

神田生活福祉係長

瀧川地域福祉課専任主査

鈴木地域福祉係主任

<介護福祉課>

鈴木高齢福祉担当課長

本木包括支援係長

召田包括支援係主事

<健康課>

高橋健康課長

田村健康係主任

<子育て支援課>

高橋子育て支援課長

福留手当助成係主任

<児童青少年課>

飯田児童青少年課長

田中児童青少年係長

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

伏見総務課長

諏訪情報公開係長

郷古情報公開係主任

【傍聴者】

0名

**【会 長】**

ただいまから平成27年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の連絡をいたします。本日、篠崎委員は都合により欠席されると連絡を受けております。また、白石委員は所用により遅れるとの連絡を受けております。

それでは、本日は引き続きまして、職員の人事異動がございましたので、御紹介申し上げます。

総務部長、お願いいたします。

**【総務部長】**

皆さん、こんばんは。4月1日付けで総務部長を拝命いたしました天野でございます。よろしくお願いいたします。

**【総務課長】**

引き続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。4月1日付けで情報公開係長が前任の白鳥から諏訪に代わりましたので、紹介させていただきます。

**【情報公開係長】**

諏訪と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**【会 長】**

それでは、まず「平成26年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは存じますが、訂正等がございますか。

訂正等は特にないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

**【総務部長】**

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回、報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが9件、届出廃止に関するものが23件、届出変更に関するものが2件となります。

次に諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第14条に基づく、「「市民の声」連絡票電子管理整理簿について」、同じく「コンビニ交付システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく、「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく、「証明書等自動交付事務委託について」、同じ

く、「高齢者向け「悪質商法被害ゼロキャンペーン」(仮称)事業委託について」、同じく、「小金井市認知症初期集中支援委託業務について」、同じく、「地域包括支援センター運営委託業務について」、同じく、「小金井市冒険遊び場等健全育成事業委託について」の合計8件となります。

細部につきましては、後ほど事務局から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 【会 長】

確かに承りました。それでは審議に入りますが、審議に入る前に事務局からの説明を受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課から受けることで進行したいと存じます。

それでは説明をお願いいたします。

#### 【総務課長】

それでは個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届け出は開始9件、廃止23件、変更2件でございます。

1ページの部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページはその内訳になっておりまして、備考欄に「諮問関連」の記載がある届出につきましては、諮問事項と関連するものですので、その説明の際に併せて報告させていただきます。

それでは、事業概要集の1ページ目を御覧ください。届出番号29-37「小金井市振り込め詐欺等被害防止機器貸与申込書」、地域安全課の案件です。

近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中、東京都が特殊詐欺対策として、振り込め詐欺等の実行犯等からの架電を録音する機器「自動通話録音機」を高齢者世帯へ貸与する事業が開始されます。

本事業は、東京都が機器を一括購入し、希望する区市町村に機器が譲渡され、区市町村が窓口となり、高齢者世帯に貸与するものであります。

本市においても、振り込め詐欺等の被害が多発している状況にあることから、振り込め詐欺等の被害防止対策を推進するため、本事業に協力することとし、貸与業務を実施するに当たり、新たに申込書様式を保有することから届出を行うものでございます。

保有届の3ページを御覧いただきたいのですが、保有する個人情報の内容といたしましては、申込者の氏名、生年月日、住所、続柄、年齢、電話番号です。そ

れから参考資料として、15ページから16ページに要綱の案文を載せております。また、書式につきましては様式類集1ページにございます。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、事業概要集の2ページを御覧ください。届出番号14-174「小金井市上之原会館調理室使用団体登録申請書」、届出番号14-175「小金井市上之原会館調理室使用団体登録内容変更届」、届出番号14-176「小金井市上之原会館調理室使用申請書・承認書」の3件を一括して説明させていただきます。こちらは経済課の案件でございます。

上之原会館の調理室が調理目的以外にも使用されており、衛生上問題視していたところがございますが、集会施設の有料化に合わせて利用目的を明確に制限するとともに、消費者活動を行う市民団体等の保護、育成・支援の観点から使用団体等を登録制にし、登録団体は無償で利活用できる施設としました。

その団体登録に必要な団体者名等の個人情報と保有し、使用申請を受け付ける際に照合する必要が生じたため、個人情報の保有の届出を行うものでございます。

申し訳ございませんが、保有届においては3ページから4ページを御覧ください。保有する個人情報としましては、3件共通の項目として、氏名、電話番号です。登録申請書、登録内容変更届については、さらに住所が追加となります。参考資料として、17ページから19ページに運営規則を載せてございます。書式につきましては、様式類集の2ページから5ページに載せております。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【仮野委員】**

衛生上の問題というのはどのようなことですか。

**【消費生活係長】**

会議で使われた消しゴムのゴミや飲食のゴミがそのままテーブルの上に残っている状況がありましたので、ここは片付けをしていただくという前提のもとで利用用途を調理のみとしたところでは。

**【仮野委員】**

これはマナーの問題ですよね。

分かりました。

**【亀山委員】**

登録した団体は無償で使用できるのですか。

**【消費生活係長】**

そのとおりです。登録団体におきましては、消費者団体の保護・育成等の観点も含めまして、無償でお使いいただけます。

**【亀山委員】**

登録するに当たって審査があるのですか。

**【消費生活係長】**

様式類集にございます書式の使用団体の活動目標、活動内容に記載していただき、市民団体や消費者団体であることを確認しまして判断させていただいております。

**【亀山委員】**

有料、無償は、登録によって区別されるということですね。登録した方の情報を保護していくということですか。

**【消費生活係長】**

登録団体にのみ無償でお使いいただき、その情報の保護をしていくということです。

**【仮野委員】**

運営規則を見ると第10条に使用承認の取消し等についての規定がありますが、このような規定がなければ掃除をしないで帰られてしまう人がいるのですか。

**【消費生活係長】**

そのような現状があって規定されているのではないのですが、モラルとしてお願いしますということだとらえています。

**【会 長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

事業概要集2ページ、届出番号17-554「住居確保給付金様式一式」、地域福祉課の案件でございます。

住居確保給付金は離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図るもの

です。

この事業は平成21年10月26日から実施されてきましたが、平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法施行により、新たな様式を届け出るものです。

保有届の4ページに届出状況、また個人情報の内容としましては、保有届の9ページから10ページの別紙に各様式の記録項目がございますので、御覧ください。参考資料として、同じく20ページから26ページに実施要綱を載せております。書式は様式類集の6ページから34ページに載せております。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【亀山委員】**

マイナンバー制度が始まることにより、マイナンバーに関する項目はどこかに記載されるのですか。

**【地域福祉係主任】**

様式は国から提示されているものですが、今のところそのような項目を記載する欄はございません。

**【亀山委員】**

今後は記載するようになるのですか。

**【地域福祉係主任】**

今のところはそのような話は聞いていないところです。

**【植草委員】**

届出状況報告書の4ページを拝見させていただきますと、委託処理の有無で、「有」とありますが、どのような部分をどういった必要で委託されるのかについて、教えてください。

**【地域福祉係主任】**

前回の審議会で諮問させていただいた、小金井市生活困窮者自立促進支援事業委託の案件です。当該事業の委託内容に住居確保給付金支給事業がございまして、家賃分支給以外の部分については、すべて委託先で受付窓口を設置していただき、委託先で書類のやり取りをしていただく形になります。

**【植草委員】**

前回の審議会で審議済み、確認済みというお答えですか。

具体的にどのような部分を委託するのですか。委託しなければ情報関係の危険性もなくなると思いますが。

**【生活福祉係長】**



小金井市生活困窮者自立促進支援事業委託では、窓口業務等も委託しております。窓口で相談を受けた際にいろいろな関係機関に振り分けが行われるわけです。住居の確保が急務だという場合は、窓口で申請等を受け付けまして、しかる後に、関係者等を集め、支援調整会議を開催していく予定になっており、その中で住居確保給付金の支給が必要だという結論が出た際には、委託先ではなく、小金井市から住居確保給付金を支給するという形になります。

**【会長】**

よろしいですか。

**【仮野委員】**

答えになっていません。どこに委託をして、何をどのように処理するのかという質問をしています。

**【生活福祉係長】**

小金井市社会福祉協議会で受付窓口を設置しております。受付業務について委託しております。

**【仮野委員】**

そのように回答していただければいいのです。質問の意味をよく考えてから回答していただければと思います。

ありがとうございました。

**【西口委員】**

生活困窮者自立支援法は、生活保護法の住宅扶助との関係でいうと、住宅扶助を超えてこの住居確保給付金というのは給付されると理解してよろしいですか。住宅扶助との関係を分けて説明していただいてよろしいですか。後でどのような趣旨で質問したか申し上げますので。

**【生活福祉係長】**

まず、生活保護との違いから説明させていただきます。あくまで今回の生活困窮者自立支援法につきましては、生活保護に至る前、生活保護の受け入れ前に、外部のセーフティネットとして自立を支援、サポートしていく制度となっております。家賃については、収入要件等がありますが、基本的には生活保護での住宅扶助の基準額が上限ということになっております。

**【西口委員】**

そうすると生活保護、住宅扶助を受けている方は、この手当の対象にはならないということで、同一申請者がこちらと生活保護の台帳の両方に載ることはないということですか。

**【生活福祉係長】**

あくまで生活保護とは全く別の法律から行われているものですので、生活保護を受けている方と同じ台帳に載るといったことはございません。

【西口委員】

分かりました。そうするとそれは別々に管理をされるということですか。

【生活福祉係長】

別々に管理をしていく形になります。

【西口委員】

一歩先に進んで、そうするとこの方々は、放置すると将来、生活保護を受給される可能性が高い方々ですよね。その点を踏まえて、役所と社会福祉協議会との連携や情報交換はどうなるのですか。それを教えていただきたい。

【生活福祉係長】

支援調整会議を市役所内部の関係機関等を通じて、支援のあり方について打ち合わせをしていくという形になっております。住居確保給付金を支給し、後々、職に就いて安定した生活を営めるかどうかというところについても、支援は一定していかなければいけないと思っております。

【西口委員】

そうするとその支援会議なるもので、情報が行ったり来たりするという可能性はあるということですか。

【生活福祉係長】

実際に受付をした際に、個人情報については本人から関係機関につなぐ等の同意は取らせていただいた上で行っているところです。

【西口委員】

同意を取った上で、情報が生活保護担当課に行く可能性もあるということですね。

【生活福祉係長】

実際に生活保護が必要ということであれば、住居確保給付金の対象というよりは、生活保護の窓口を案内していただくことになります。

【西口委員】

それは切り替えるということもあるのですか。この住居確保給付金から生活保護に切り替わることもあるのですか。

【生活福祉係長】

住居確保給付金の支給をいったん打ち切った後、改めて生活保護の申請をしていただくといったことは、現状はございませんけれども可能性としてはあります。

【西口委員】

そうするとその際、この住居確保給付金によって作成されている資料にある個人情報とはどのような扱いになさるのですか。この住居確保給付金ではなく、生活保護に移行した場合、残っている資料に個人情報がありますよね。それはどうなりますか。

**【生活福祉係長】**

実際には使われることにはなりませんので、5年保存の後、廃棄ということになります。

**【西口委員】**

廃棄されるのですね。

分かりました。ありがとうございます。

**【会 長】**

他に御意見等ありますでしょうか。

ないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に、事業概要集の3ページを御覧ください。届出番号41-356「妊娠届出書」、変更届です。健康課の案件でございます。

健康課では、妊娠届出書の記入と同時に同一用紙にて実施しているアンケートにより、妊娠された方の健康状態や妊娠・出産に対して不安・心配がある方をスクリーニングし、保健師が電話や訪問による支援を行っております。

今回、このような妊娠期からの支援をより充実させるため、妊娠届出書及びアンケートに「パートナーの名前」、「既往歴」、「相談歴」、「相談希望内容」の4項目を追加したことから様式の変更を届け出るものでございます。

保有届の6ページを御覧ください。個人情報の内容は13ページの別紙を御覧いただき、変更の内容としましては、「追加」と記載のある4項目となっております。様式類集の44ページに書式を載せております。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【土屋委員】**

4項目が追加ということですが、個人情報の保護からからいえば、できるだけ情報を追加しないほうがいいのではないかと思います。

今回追加する項目を見ると既往歴や相談歴などありますし、相談希望内容については、既に記録項目としてある相談したいことと同じようなものだと思います。

この4点は、より充実させるために追加するということですが、パートナーの名前も別に記載する必要はないと思います。私の個人的な意見ですので、この4点について今までと比較して、追加したほうが良いというような理由があれば教えてください。

**【健康係主任】**

今回項目を追加した理由について説明いたします。まずパートナーの名前です。家族状況は今後の妊娠、出産、子育てに関係があります。こちらで家族状況を把握することにより、例えば、シングルマザーの状況を把握することで必要な支援を提供することができます。

また、既往歴や相談歴は、病気等を抱えながら妊娠、出産することは大変影響が大きいですから、そのような状況を把握することで、妊娠期から早くに関わることが可能になり、必要な支援を提供できます。

最後の相談したいことですが、今までの内容が漠然としたものであったため、実際に電話等で相談をしていますと、このような具体的な内容のほうが、市民の具体的な相談につながるのかなということがあります。より早い時期に適切な支援とフォローを提供できるために、具体的にしたいと思ひましてこのように記録項目を追加させていただきました。

**【多田委員】**

保有届の13ページ、12番の「家族構成」があれば、19番の「パートナーの名前」は必要ないのではないかと思います。また、18番の「心配なこと・相談したいこと」があれば、22番の「相談希望内容」は必要ないかと思います。

**【土屋委員】**

夫の名前、パートナーの名前は様式に記載がありますよね。特にわざわざ新しく「パートナーの名前」を追加しなくても、夫に括弧してパートナーと名前を記載する欄があるので必要ないように思うのですが。

**【会長】**

ありがとうございます。現代社会はなかなか多様な社会構成になっておりますので、行政側も何らかの意図があつてそのようにされたのかもしれませんが。重複しているのか、必要があつてこのようにしているのかという理由を明確に回答していただきたいと思ひます。

**【健康係主任】**

家族構成のところで、夫について記載がありますが、夫の年齢や、きちんと就労していて家族を支えることができるのかといったことは、今後の妊娠、出産、子育てにおいて影響してまいりますので、その辺も事前に状況把握をしていたほ

うが必要な支援が提供できると考えておりますので、このようにさせていただきました。

**【会 長】**

そのようなことを配慮して、行政側が意図的にこのように様式を設定したということですか。それが改正の一つの理由と理解させていただきますが、いかがでしょうか。

**【亀山委員】**

母子手帳は提出をしなくてもいいのでしょうか。妊娠届出書に母子手帳の添付について記載はありませんが。

**【健康係主任】**

基本的にこの妊娠届出書を提出いただきました後に、母子手帳を発行しております。

**【亀山委員】**

その前段階なのですね。

**【健康係主任】**

はい。

**【亀山委員】**

分かりました。ネグレクトや様々な状況を踏まえ、事前に育児環境の閉塞を防ぐためにということですか。

**【健康係主任】**

はい。

**【嶋田委員】**

お答えになっていたことを聞いていたら余計不安になったといえますか、分からなくなったのですが、家族構成は、夫がいる、子どもが1人、2人いる、あるいは親がいるという情報で把握できますよね。今までのお答えの中で経済力の話はされていましたが、それはこれらの項目から外れるのではないのでしょうか。きちんと分類すると経済力は家族構成とは直接関係がないような気がしますし、今回の記録項目に記載されておられません。情報としては大事な情報ですが、なぜ記載されていないのでしょうかと説明を聞きたくなりました。

**【健康課長】**

今、嶋田委員からありましたが、冒頭、土屋委員からありましたように、個人情報が必要最小限ということもあります。私どもとしては届出書にパートナーの生年月日とか職業等を記載していただくことによって、例えば私どもの保健師が電話、訪問をしたりすることによって支援をするときの参考情報としてそこから

類推をしていくとか、もしくは支援をするきっかけとしての情報ということで、この程度にとどめているということでもあります。

もっと詳細な情報が必要かもしれませんが、そこまではしていないということ御理解をいただければと思います。

**【嶋田委員】**

先ほどは経済力の話がされていましたよね。今のお答えですと経済力についてはされていないと考えてよろしいですか。今のお答えの中でパートナーについてありましたが、パートナーとはどのような方なのか、家族を支えることまでがパートナーなのか、その定義が分からないので詳しく聞きたいところです。

あまり細かく説明すればするほど、こちらとしてもどのようにされているのかを聞きたくなります。ファジーでは良くないのですが、質問があったときに、もう少しきちんと説明できるような項目の記載にいただければ、私たちも情報収集がどのくらいされるのかがより明確に分かると思います。

聞いているだけだと、整理されていないような感じがしまして、情報をどこまで集めるのかが心配という意見です。

**【会 長】**

今後のいろいろな行政の支援や援助、今回のパートナーを意図的に追加した等を含めて、明確なファクトやエビデンスに基づかないと、申請者も思いつきで言ったり書いたりするものではないかと後で問題が生じることもありえますよね。

**【嶋田委員】**

追加としてですが、担当の方の説明の中で記載されている記録項目と違うニュアンスの文言が追加、追加でできます。最初言ったように、どこまで収集するのかももう少しきちんと整理をされたほうがいいのではないかとこの意見です。

**【仮野委員】**

この妊娠届出書は妊婦と夫という項目があって、今まではパートナーという項目はなかったのですか。新たに追加したのですか。

**【健康係主任】**

はい。

**【仮野委員】**

それで分かったのですが、私はこの経緯はよく分かりませんが、類推すると、今までは妊婦と夫だけしか記載がなかったが、シングルマザーが増えてきたことで、実は正式な夫ではない、夫たる、父親たる人は把握しておきたい。そのほうが、健康課が妊婦に対して支援を提供する上で必要であり、妊婦にとってもいいことであるという経緯があったのではないのでしょうか。その辺を説明していただ

ければ、なぜパートナーを追加したかはすぐ分かると思います。

あなたがたはこれまでの経緯を知っているのですから、パートナーを追加した理由を説明してください。先ほど、年齢、就労しているかどうかと言いましたけどそうではないのでしょうか。結果として、年齢や就労しているかどうかについては把握しておく必要があるかもしれませんが、シングルマザーが増えたから、あるいは減ったから、おそらく増えているのではないかと思います。そのような社会的な実情がある中で、夫だけでは、父親が分からないことがあるため、パートナーを追加したのではないですか。そのことについて説明をしてください。

もし、私の類推が違うのであれば、違うと言ってください。そうすれば、皆様方の疑問が全部解けます。あなたがたも専門家なら、専門家らしく今までの経緯も含めて、きちんと説明をしてください。

一つ、関連ですが、妊婦がパートナーの名前を言いたくない、ということもあるかもしれませんが、その場合はどうされるのですか。

そのようなことも含めて、あなたがたの取り組みについて説明いただければ、納得できるのではないかと思います。

#### 【会長】

行政は原則的に漢字表現、カタカナ表現が優先されるのですが、外国語を日本語化したカタカナでパートナーという用語を使っている理由は、おそらく意図的ではないかというお話でした。両委員はその点をなぜそうなのか。フランス型の事実婚等の社会構造もマスコミでいろいろ取り上げられていますが、そのような市民意識の変化について行政が先取りされたのか。そこについてこの審議会の場では議論した上で了解するということがよろしいと思います。

#### 【仮野委員】

今、会長が言及したのは、フランス型、北欧型、いわゆる正式な結婚をとらなくても子どもを認知する方式まで視野に入れたものなのかという意味だと思います。それぐらい前向きな取り組みの結果としてパートナーという言葉が使われたのか。これまでの経緯を通じてどのような問題が起きて、やはりパートナーの個人名、個人情報が必要だということをしっかりと説明してください。職業、年齢が知りたかったということでは何の意味にもならないです。

#### 【会長】

東京都内でも、直近のニュースではいろいろな婚姻制度に関連のあるニュース等が、この春以来話題になっております。小金井市も非常に先進的な取組を意図的にされたのかどうかについて、意図をはっきりと説明してください。

#### 【健康係主任】

まず、以前は夫の項目については入っておりませんでした。ただ、シングルマザーの事実が出産してから分かるということが多く、そのような方は出産してから大変になることも、私たちは実際に関わる中で知っております。そのような方を妊娠期の早くから状況を把握し必要な支援を提供することを行いたいということで追加しました。

パートナーと表現したのは、結婚はしていませんが妊娠されて妊娠届を提出される方もいらっしゃいますので、夫とだけではなくてパートナーという表現を入れさせていただきました。

【会 長】

それらの理由でパートナーというカタカナが使われているのですね。

【健康係主任】

はい。

【仮野委員】

最初からそのように説明していただければ良かったのではないのでしょうか。

【健康係主任】

すみません。

【仮野委員】

その場合、年齢や職業は関係ないですよ。

【健康係主任】

はい。そこを含めて支援していきたいと思います。

【仮野委員】

この会議は、確か会議録として公開されるのですよね。

【会 長】

公開されます。

【仮野委員】

市職員の発言も公開されるわけですか。

【会 長】

そうです。

【仮野委員】

会議録が公開されることがあって、最初は言いにくかったのですか。

【健康係主任】

はい。

【仮野委員】

積極的にそのようなパートナーの男性とその子どもを持つ女性を守ろうとして



いるわけですからいいことですよ。

**【健康係主任】**

結婚をしていない方でも、相手がいて生活をする事ができればということもあります。

**【仮野委員】**

いいことなのですから、記録に残るとしても胸を張ってマイクの前で言っても問題はないですよ。これであなたが責任を問われることはないと思いますし、問われたときは、それこそ市長が責任をとられる。

せつかくのこのような場ですし、皆さん方、プロ中のプロがそろっているわけですから、我々が理解できるように説明してください。そうすれば時間はかからないと私は思います。すみません、また余計なことを言いました。

**【土屋委員】**

先ほどの説明の中で以前は夫やパートナーについての項目はなく、妊婦の名前だけであったとのことでしたが、私は以前の妊婦の名前だけの方がいいのではないかと思います。

子どもが、妊婦が大事だということですが、子どもが産まれるということは夫がいるわけです。本当に大事なのは妊婦を、子どもを保護することですし、個人情報保護という立場でいえば、夫の名前、年齢、職業が何であろうと私は全く関係ないと思います。

以前のほうがより先進的な届出書であって、わざわざ夫やパートナーを追加するというのは、一步後退したような印象を受けます。

**【仮野委員】**

待ってください。以前は夫の項目はあったのですよね。

**【健康係主任】**

ないです。

**【西口委員】**

私がおっしゃっていることはそのとおりだと思っていまして、シングルマザーになる可能性が高い、つまり母子家庭になるリスクを持っているということですよ。母子家庭になるということは、所得面でも非常に厳しい状況になる可能性もありますし、それから虐待の問題との関係もあります。そうすると総合的に出産前から状況を把握して支援をしていこうというスタンスは非常に重要です。それから、予防という面、起きてしまったら最悪の状況になってしまうわけです。日本の子どもの貧困率は非常に高いわけで、それを押し上げている要因としては母子家庭が非常に大きいということがあります。そのことを視野において出産前

から支援をしていきたいということですよね。そのような意味であれば、非常に重要ではないでしょうか。

情報を収集するからには、やはりきちんと活かしていただいて、これらの方々が安定した自立生活ができるような方策を考えていただきたいと思います。

**【会 長】**

委員の中でも従前の形で進めるほうがいい、あるいは今の西口委員の御発言のように母子家庭の可能性からもこのような項目があって差し支えないのではないかと、両義的な御議論になっています。われわれの統一的な見解としてはどういたしましょうか。

もう少し委員の皆様の御意見を求めたいと思います。

**【嶋田委員】**

同じような発言になりますが、これらの項目を追加するに当たっての部局内の調整が少し整理されていないのではないのでしょうか。本当に子ども、妊婦を助ける意味において、余分に情報を収集しているのかもしれない、あるいは不足しているのかもしれないのではないかと感じてしまいます。整理がされていないために、記録項目も非常に偏ったものがあり、重複しているのではないかという意見もでてきているのではないのでしょうか。

収集される側にとっても、本当に思いやっただいて情報を収集しているのかと思われるのではないのでしょうか。私たちが見てもこれは順番が違うのではないかと感じられますので、私としては是非この中身を精査して記録項目を整理していただきたいという考えです。

**【会 長】**

この案件については次回の審議会まで継続にするのか。それとも何か条件をつけて承認するのかということでしょうか。

**【嶋田委員】**

私としては、もし次回に間に合うのであれば、部局内で整理をされてもっと分かりやすくしていただき、なぜこの記録項目が必要なのかということをしかりと説明していただくのがよろしいのではないかと思います。

**【仮野委員】**

この様式類集の最後のページに妊娠届出書があり、アンケートが記載されていますがこれは現在使われているアンケートですか。

**【健康係主任】**

はい。

**【仮野委員】**

この中の第1の質問で家族構成を聞いています。家族何人と数字を記載してもらい、そして、夫があります。同じように質問7、8のところにも夫がありますね。確認ですけれども、現在の妊娠届出書には、ふりがな、妊婦、ふりがな、夫、括弧してパートナーとありますが、今までは夫の欄はなかったのですね。ただし、アンケートから、家族構成で夫がいるかどうかは分かったのですよね。

**【健康係主任】**

はい。

**【仮野委員】**

そこに矛盾があると思ひまして、今質問をしているのですけど。恐らく、このアンケート1のところ、夫に丸をしないで、家族構成、実父、実母、義父、その他とある「その他」に丸を付けるような人がいたのですか。

いずれにしろ、夫がいるかないかはこのアンケートで既に知ることができていたわけですよね。夫というのは、結婚した夫のことですよね。

そして、アンケートから、妊娠・出産に不安を持っている方をスクリーニング、スクリーニングという英語はどのような意味ですか、選んでという意味ですか、全部洗い出すという意味ですか、全員を対象にするのですか。保健師が電話や訪問による支援を行う対象は全員ですか。

**【健康係主任】**

電話等のフォローは全員ではなく、アンケートを書いてくださった方で、例えば病気がある、精神疾患がある、心配ごとがあるといった項目に丸が付いている方全員に電話で様子を伺うことや相談をしています。

**【仮野委員】**

そうですね。分かりました。

最後の質問です。このアンケートで既に夫と答えている人でも不安という人もいるかもしれません。一方、夫以外に丸を入れる人、何も記載しない人で不安という人もいるのかもしれません。

いずれにしろ、さて皆さんはこのように考えたのではないのでしょうか。夫に丸を入れない、その他にも丸がない、一体父親が誰か分からない人がいる。そのような人が不安と答えているケースが目についた。だからこの際、今までは夫（パートナー）の項はなかったのだけれども項を立てて、さらにパートナーを下に付けることで、パートナーを拾い出そうと考えたのではないですか。そのように考えると、理屈がとおると思いますがどうでしょうか。そのお答えを聞いた上で、この案件を継続にするかどうかを皆で決めればいいと思います。

**【会 長】**

この段階で担当課から説明があればお願いします。特に今の仮野委員の問題整理に対して簡単に要点を説明していただきたいのですが。様式類集の最終ページにあるアンケートの設問設計についてです。

**【健康課長】**

基本的に仮野委員が御解説いただいた内容で、趣旨はそのとおりだと思っています。様式を作成するに当たり、他市の例や昨今の社会状況からも児童虐待、早期発見などが課題になっているという認識がございまして、そこをどのようにすれば見分けが付けやすいのかということが一つの視点であります。

それで私ども専門職で、他市の妊娠届出書及びアンケートなども参考にしながら、昨年度中に検討を重ねまして、今回このような様式に変更をし、4月からこのようなアンケートでの運用を始めたところであります。

ですので、必要のない個人情報というお話が先ほどからございますけれども、私どもとすれば、従来よりも詳しく個人情報を収集することで、より適切な支援を早期に実施できるのではないかと考えたところであります。

**【仮野委員】**

パートナーの名前等を明らかにすることを断られた場合はどうするのですか。

**【健康係主任】**

書かなかった場合には、あえて電話で聞くということはしておりません。

**【仮野委員】**

電話で聞くのではなくて、保健師が訪問もするのでしょう。

**【健康係主任】**

はい。必要な方には電話をした後に、訪問をしております。

**【仮野委員】**

今、隣の亀山委員から指摘があったのですが、もしパートナーの項目を追加するのであれば、アンケートの質問項目の表現も変更しないといけないのではないのでしょうか。夫、子ども、実父、実母、義父、義母とあって、その他のところにパートナーと入れるのではないのでしょうか。いいかどうかは分かりませんが。その他の項目に該当するものはパートナー以外には何があるのでしょうか。家族だから義弟などかもしれませんが。

意味は分かりました。後は委員皆さんの意見をいただければと思います。

**【植草委員】**

先ほど会長からそれぞれの委員がどのように考えているかとございました。私が思ったところでは、今までは妊娠の届出をしたら、はい、そうですか、と終わっていたところをもう少し踏み込んだ情報をいただいてさらに的確なフォローを

行いたいという趣旨だと思います。

その考え方については、すごくありがたいとことですのでけれども、ただ、アンケート内容を見ますとかなり突っ込んだ情報をいただくことになるのだということをもまず端的に思ったところです。

ここまでの情報を行政としていただいて、それをきちんと活かした返しが本当にできるのかというところを考えると、この様式類集にある届出書で誰が具体的にこの辺の情報をどのようにするのかということは、今までどおり保健師さんが電話や訪問でプラスの情報をもらって支援を行うのだと説明されていますが、例えば、暴力などの情報をいただいて、保健師さんが本当に対応できるのかどうか。仮に、対応ができないような情報までもらっているのだったら、その必要があるかどうか、もらう場所が違うのではないか。使い道が保健師さんと限定しているのだったら、果たしてここまでの情報が必要なのかどうかというところを、自分は疑問に思いました。

#### 【健康課長】

昨今の児童虐待の案件について私ども健康課としては、いわゆる入口部分に当たるという認識を持っています。まず私どもが最初に市民の方との接点を持って行くということで、その対応をするのは専門職であります。

では、そこだけで全部完結できるのかというと、当然そうはなりません。そうならなかった場合というのは、要保護児童対策地域協議会という別の大きい枠組みがありますので、そこで情報を共有しながら関係機関につないでいくことになります。組織的に一人の方を適切な部署で支援をしていくという流れになっていきます。

あくまでも、私どもは入口部分に当たるということで、今回アンケートの様式及び届出書の様式を変更させていただき、よりの確なスクリーニング及び取り掛かりとしての支援ができるようにという思いで、このような形をとらせていただいたということです。

#### 【植草委員】

いただいた情報をうまく活かせる仕組みがいろいろとあるということであればいいのではないかと思います。また、アンケートの項目についても必ずしも書かなくてはいけないということではなく、基本的には任意という形で扱うということであればいいのではないかと私は思います。

#### 【亀山委員】

お尋ねしたいのは、入口部分で妊娠届出書を提出し情報を保有します。でも人生はいろいろ変動していきますから提出時点ではパートナーだった人が夫になる

など、いろいろな変化が起きる場合があります。その辺の情報の更新はどうかですか。変更があった場合は連絡をしてくださいなどあるのですか。このような資料は一度提出するとずっとその人に付きまといていきますよね。それが怖いという思いもあるのです。ですから、収集する情報があまり細かくなると、その人の情報がこの届出書によって固定化されてしまい、何かあったときなどはこの資料を参考にして決めつけられてしまう場合が出てきますよね。ですから、届出書の記載内容はシンプルなほうがいいのではないのでしょうか。これだけのアンケートをとっていらっしゃいますし、しかも書くか書かないかはどちらでもいいというものになるのであればなおのことかと思えます。変わってしまうような情報もあり得るものですから。

**【健康係主任】**

状況が変わるということですがけれども、あくまでも妊娠届時点ではこのような状況であったということにとらえております。その後赤ちゃんが産まれますと全員のお宅に訪問し、いろいろな状況を聞きまして、妊娠届時点ではこのような状況であったが、赤ちゃんが産まれて状況が変化していることを把握しているところです。その都度、情報はその時々に合わせて聞き取りをさせていただき受け止めるようにしています。

**【亀山委員】**

それを変更して、書き換えているのですね。

**【健康係主任】**

そのときの状況を聞き取っております。

**【会 長】**

行政側も時々刻々と変わっている情報については、今の説明でフォローしているということですので、よろしいでしょうか。

それでは、この件について随分議論がございました。非常に現代社会の複雑性を含んだ、あるいは先取りしたそのようなことを全体包括的に反映したアンケート及び情報収集システムについて、さまざまな観点から非常にたくさんの御意見をいただきましたが、この案件を了承してよろしいでしょうか。

**【仮野委員】**

私は了承で結構です。先ほどの例でいえばパートナーの件について、妊婦本人が言わないというケースについては、それはそれでいたしかたないという話を聞きましたので、それはそれでいいのではないかと思います。ただし、個人情報をしっかり外部に漏らさないように管理するということを絶対的な条件として、了承でいいと思います。

**【会 長】**

では、仮野委員から先の御発言を補う形で今、追加の御発言がございました。それを含めてこの案件を承認とさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

それではこの案件大変時間をとりましたが、次の案件について説明をお願いします。

**【総務課長】**

保有届を御覧ください。保有届の7ページ、届出番号42-02から届出番号42-26までの廃止届です。子育て支援課の案件でございます。全部で22件です。

子ども手当支給業務の事業廃止によるものでございます。廃止届の内訳につきましては、14ページを御覧ください。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは諮問に入らせていただきます。事業概要集の1ページ、それから諮問書についても1ページを御覧ください。

諮問第1号「「市民の声」連絡票電子管理整理簿について」、広報秘書課の案件でございます。

広報秘書課では、市民等の要望・意見・苦情・相談等を的確に把握し、市政に反映していくため、取扱い方法を定め、「市民の声」として運用しております。

「市民の声」につきましては、これまで紙ベースで管理をしておりましたが、接遇の向上及び業務の改善を図るため、データベース化し、必要な情報について全庁で共有することとしました。

平成27年6月1日より、新たな運用を開始するに当たり、「市民の声」連絡票電子管理整理簿を保有したいことから、条例第14条により諮問をするものでございます。

なお、「市民の声」については、「市民の声」連絡員運営要綱に基づき運用しておりますが、本件に伴う同要綱の改正は、平成27年4月1日付で施行されております。

個人情報の記録項目については、諮問書の1ページにあります19項目になり

ます。参考資料として、諮問書の2ページに個人情報の保護措置、3ページから7ページに要綱を付けておりますので、御覧ください。

再度、保有届に戻っていただいて、保有届の3ページを御覧いただきたいのですが、届出番号02-110「市民の声」連絡票電子管理整理簿」です。個人情報の内容は8ページに付けていますが、諮問書に記載されている個人情報の記録項目と同様でございます。

**【会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【望月委員】**

8ページにある「市民の声」連絡票電子管理整理簿で取り扱う個人情報が一覧表になっていますが、これは整理簿に19項目が全部入っていて、整理簿全体が個人情報という意味ですか。個々に見ますといわゆる条例第3条で規定されている個人情報の定義にこれらの項目も入るのかという疑問点があります。全体像としてこのような形で整理簿が個人情報という意味なのですか。それが分からないものですから、教えていただければと思います。

**【広報秘書課長】**

望月委員がおっしゃったとおりでございます、全体のくくりとして個人情報ととらえております。実際に個々を見て、個人情報として関わるものとし、氏名、性別、あるいは内容に個人情報が含まれている場合もございます。この項目すべてがそれぞれ個人情報というわけではなく、これらが組み合わさって一つの個人情報ということでございます。

19項目ございますけれども、中には匿名で行われるような御意見もございますので、その場合は匿名にされますし、そのほかにも記載のないものについては不明という形で記録しております。繰り返しになるとは思いますが、19項目それぞれが個人情報で、それが全部あるということではなく、くくりとして個人情報と扱っている形と御理解をいただければと思います。

**【会長】**

望月委員、よろしいですか。

**【望月委員】**

はい。

**【嶋田委員】**

諮問1号の1ページの一番下に個人情報の記録項目がありますが、19番の「PDF共有」とは、どのような内容か分からないので教えてください。



**【広報秘書課長】**

実はこちらの19項目は、事務処理を行うに当たって作成している管理簿の項目をそのまま記載している関係で、非常に分かりづらい形になっているかなと、反省しているところでございます。

19番の「PDFの共有」でございますが、寄せられた市民の声というものは、Eメールで来る場合、ファクスで来る場合、投書として寄せられる場合、あるいは電話で受けたものを職員が聞き取った場合、それぞれございます。それらをPDFファイル化して共有するというものでございます。共有する目的は、接遇の向上、市民サービスの改善を図るという目的がでございます。ですから、寄せられた意見すべてを共有するというのではなく、それらにつながるようなものだけをPDFファイル化し、全庁で見られるようにするという形をとっておりますので、この整理簿の中でPDFファイルにしたかどうかというのを整理するために、この項目を設定しているということでございます。

**【白石委員】**

すみません、今日、実は国会でマイナンバーの番号法と個人情報保護法の改正案が出ていて、その関連で遅くなって申し訳ありませんでした。

それで今の関連質問なのですが、このPDF共有の部分は庁内で他の関連課の方とかが見ることができるわけですね。そこに記載されている個人情報は、マスキングなどをするのですか。

**【広報秘書課長】**

おっしゃるとおりでございます。紙ベースの段階でマスキングをしまして、それをPDFファイルにする形をとります。

併せて個人情報の他にも場合によっては、担当課が特定されてしまうとサービスの向上ということの他に、どこの課なのか、あるいは誰が行ったことなのかということで、言い方は悪いのですが、犯人探しといたしますか、われわれの意図することとは別のほうに職員の関心が行ってしまうことも懸念されます。そういったものも含めてマスキングした形でPDFファイル化し共有するというのを考えております。

**【白石委員】**

要するに電子化する、あるいはPDF化するわけですけど、元の紙ベースのもののはどの段階で廃棄するのですか。その取扱いはどうなっているのですか。

**【広報秘書課長】**

管理簿自体は、保存年限5年と設定しておりますけれども、紙ベースのものは原本としてそのまま5年間保存しております。

その中で共有するわけですが、1点質問とは別に補足をさせていただきますと、全庁で共有するというのが、この19項目のうち3番の整理番号、4番の收受日、7番の受付方法、これはEメールで来たのか、ファクスで来たのか、投書で来たのか、そういったものになります。それと16番の基本構想、17番の小項目、最後にPDF化したかどうかの19番、以上のものだけになります。

それを全庁で見られるような形にして、必要に応じてPDF共有がされているものについては、原本を別の形で見ていただくということでございます。

**【植草委員】**

本来とずれてしまうかもしれませんが、いただいた声をどのようにきちんと共有していくかというところ、その声自体が漏れなくきちんと上がっていく仕組みと申しますか、共有される前に落ちてしまわないための防止策はどのようなものがあるのでしょうか。

要は、これは都合悪いから横に置いておこうということが起きない仕組みはどのようなものがあるのか教えていただけませんか。

**【広報秘書課長】**

選別するというのは、あくまで共有するかどうかを選別するというところでございまして、意見そのものにつきましてはすべて対応をする形です。

それが項目のところにあります5番の連絡票送付日、6番の連絡票報告日、あるいは8番の処理方法、10番の回答期限、こういったものが具体的にはそうなのですけれどもいただいた市民の声というのは、すべて担当課を通して処理いたします。

ただ、処理をしたものの中で、その担当課にしか該当しないような案件ですとか、全庁的に共有してもサービスの改善につながらないようなものについては、共有はせずに担当課とのやりとりだけで終わらせるということです。それ以外に、今回はこの課で扱った案件けれども、他の課でもこれはサービスの改善の参考になるといったものについては共有するという形で今回始めるということです。個々の案件については、すべて漏れなく対応するような形をとってございます。

**【植草委員】**

個別の課だけにとどめるのか、これは共有するべきではないかという判別は、広報秘書課のみで行うのですか。それとも庁内の各課から代表が集まって市民の声委員会といったものが開かれているのかどうか教えていただきたいと思えます。

**【広報秘書課長】**

基本的には、広報秘書課で他課にとっても参考になるかどうか判断をさせてい

たきます。その上で該当する課とこれを他課と共有することについて差し支えないかという部分を調整させていただき、共有するという形をとらせていただいております。

**【会 長】**

やはり市民の声を反映するそのようなシステムの中での連絡調整は、非常に要になるところでございます。ただ今の植草委員の御指摘は市民代表として気になるところがございます。

**【多田委員】**

業務開始年月日が平成27年6月1日ということになっていますが、例えば、平成27年5月31日までに、窓口、Eメール、ファクス、手紙などの形で寄せられた各課や市長に対しての苦情、意見、要望などは、このシステムの中には入らないということで整理してよろしいのでしょうか。

**【広報秘書課長】**

冒頭、事務局からこの運用に伴う要綱改正が平成27年4月1日付けで施行されていると説明があったかと思えます。こういった市民から寄せられた声は、一定、年度で区切るのが一番分かりやすいところがございますので、要綱の改正自体は準備段階で平成26年度から行ってはいたのですけれども、平成27年4月1日付けで施行という形にいたしました。準備期間として4月、5月といただきましたが、6月1日から開始するわけですけれども、要綱に従い、扱うものとしては4月1日付けでいただいた御意見から遡って運用するという形をとらせていただきます。

**【会 長】**

御了解いただきましたでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の諮問第2号、第3号、第4号を関連しておりますので一括審議をさせていただきます。説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

事業概要集1ページ、それから諮問書につきましては8ページ、9ページ、10ページです。

諮問第2号「コンビニ交付システムについて」、諮問第3号「コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について」、諮問第4号「証明書等自動交付事務委託について」、こちら3件を一括して説明いたします。市民課の案件でございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

の施行に伴い、平成28年1月から個人番号カードの交付が開始され、新たな認証方式、JPKI認証方式による、コンビニ交付サービスが開始されます。

JPKI認証方式では、個人番号カードに標準搭載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号を利用し、庁内に構築した証明発行サーバーと地方公共団体情報システム機構の証明交付センターとを結合、JPKIセンターでの利用者証明用電子証明書の有効性確認を経て、コンビニエンスストアのキオスク端末と証明書交付センター間の証明書データの送受信を行います。

このため、各諮問につきましては、当審議会でご審議いただいているところですが、新たに証明発行サーバーに保有し、また、証明書データの送受信のために結合を行うことから、条例第14条によるシステム、条例15条によるオンライン接続および条例第27条による委託の諮問をするものでございます。

個人情報内容につきましては、11ページの別紙を御覧ください。参考資料としては、12ページから24ページにサービスの概要と委託契約書等を付けてございます。

保有届の6ページ、届出番号09-143「コンビニ交付システム」の変更届出です。個人情報内容は、同じく12ページに付けていますが、諮問書の個人情報の記録項目と同様です。

**【会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【白石委員】**

私の認識では、コンビニ発行は新しく来年の1月1日から任意の申請に基づいて交付される個人番号カードを利用したコンビニ発行ですね。これは自治体の独自サービスの分野に入るから条例で定めないとおそらくいけない事項だと思いますが違いますか。

**【市民課長】**

個人番号カードの利用につきましてコンビニ交付でございますが、認証方式は2種類用意されます。従来の住基カードの場合は1種類でございましたが、今度は2種類ということでございまして、従来の住基カードの場合はカードの中の空き領域の市町村独自利用が許される領域を使った認証方式を導入していたところでございます。今度の個人番号カードにつきましては、カードに標準搭載されている既に法的な根拠のある電子証明書を使った認証方式を採用いたします。従来の条例利用領域とは違う認証を採用いたしますので、条例については制定の必要がないとされているところでございます。

**【白石委員】**

確かに今度の個人番号カードの仕様は、住基カードとは違うのですよね。このような手があったのですね。びっくりです。分かりました。

**【会 長】**

他に御意見、御質問はありますか。

**【白石委員】**

そうすると、法律で定められている事項の範囲内ですよね。では審議会に報告事項ではなく、諮問事項として諮っている意味はなぜですか。

**【市民課長】**

先ほど、総務課長から説明しましたとおり、新たに J P K I 認証ということで、J P K I センターの利用者証明用電子証明書の有効確認を経て、コンビニエンスストアのキオスク端末と本市の保有する証明書交付センターとの間の送受信を行うということ、新たな構築をいたしますので今回諮問という形をとらせていただいております。

**【白石委員】**

要するに、自治体の個人情報保護審議会の役割としては条例に書かれているけれども、法律で定められたところは基本的にはいじれない。

例えば、自治体決定事項であるとか、あるいは審議会ですら特に定めなければ目的外利用はできないとか、そのようなときに諮問をしていただいて判断をすることですよね。報告事項ではなく諮問なのですか。事務局、総務課はいかがですか。

**【情報公関係主任】**

条例第 1 4 条には個人情報を新規で追加、又は変更した場合については、審議会の意見を聞くとの規定があります。今回シリアルナンバーの項目が従前の届出と比べまして追加されておりますので、第 1 4 条の諮問をさせていただいております。同様にオンライン結合、委託についても取り扱う個人情報の項目が追加されておりますので、こちらについても諮問をさせていただいております。

確かに法令において定められている事項ではありますが、当市の条例では、記録項目の追加等の場合は法令に定めがある場合においても、審議会に意見を求めることと規定しておりますので、そのように御理解いただければと思います。

**【白石委員】**

分かりました。それであれば今後の要望として諮問の趣旨をもう少し明確に説明していただければと思います。

**【会 長】**

マイナンバー制度がいよいよ10月から付番されて、来年1月1日から新制度が実施されるわけでございます。そのようなことで細かい記載項目を含めて、全体的な個人情報を外部の商業者等にも分散管理して、市民サービス、国民サービスを向上するという新制度に対応していくわけでございます。包括的にこれはいかという報告以上の重みを持ってお尋ねしているということではないかと、会長としても認識しております。御指摘は大変貴重なことでありがとうございます。

**【亀山委員】**

住基ネットのときは、何かトラブルがあったりしたのでしょうか。

マイナンバーに移行するに当たって、私たちはどういうことを心配すればよいのでしょうか。

**【市民課長】**

住基ネットに関しては、これまでも安定運用という形で、特定の回線を使用して運用をしておりますので、情報の漏えいということは今のところはないということ聞いております。

個人番号によって社会保障制度そのものが変わってまいりますので、これをどのように活用していくかということは、法令で定めている事務で運用してまいりますけれども、社会全体でその後の拡大の利用などについては、社会的な議論もあるものだというふうには認識しておりますので、地方自治体としては定められた事務について適正に執行してまいりたいと思います。そのような形でお答えに代えさせていただければと思います。

**【亀山委員】**

分かりました。ありがとうございました。

**【会 長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を一括して承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、事業概要集の2ページ、諮問書につきましては25ページを御覧ください。

諮問第5号「高齢者向け「悪質商法被害ゼロキャンペーン」（仮称）事業委託について」、経済課の案件でございます。

本委託事業は、市内高齢者世帯を対象に訪問し、直接対話形式で悪質商法を中心とした消費者被害等に関する注意喚起を行い、消費者啓発を実施するものでございます。それにより、高齢者の悪質商法等の被害を未然に防止し、地域社会に

おける消費者問題解決力の強化を行います。

業務を委託することから条例第27条により諮問するもので、委託処理する個人情報の内容は、住所、氏名です。参考資料として26ページから28ページに委託の仕様書を付けておりますので御覧ください。

**【会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【土屋委員】**

委託先はシルバー人材センターですね。このような悪徳商法というのは、悪いことについての頭はすごいものを持っているわけです。そのような相手にシルバー人材センターで十分対応できるのか、本来の会議の趣旨とは違うのですが、その辺をお聞きしたいです。それと、この事業で16,500世帯を巡回訪問し、個人情報などの情報を収集して報告書を作成することにより、かえって変な情報が散逸するといえますか、そのような心配がないのかどうか、その2点をお聞きしたいと思います。

**【消費生活係長】**

シルバー人材センターに委託をするというところですが、居住者への説明の方法としましては、いろいろな啓発冊子がありますので、そちらを用いて訪問時にそれらの冊子を利用して御説明をしていただくということです。地域の高齢者という中で、シルバー人材センターの訪問をしていただける方がそういった消費者問題に強くなっていただいて、地域の中でリードしていただけるように願っているところでもありますことからシルバー人材センターでということです。

**【土屋委員】**

要するにパンフレットを持って配布するというやり方ですね。分かりました。

**【会長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

次に事業概要集の3ページ、それから諮問書の29ページ、31ページ、諮問第6号「小金井市認知症初期集中支援委託業務について」、及び、諮問第7号「地域包括支援センター運営委託業務について」、こちらは関連しておりますので、一括して説明させていただきます。

認知症に関する医療と介護の連携を強化し、専門的な対応を図るため、各地域

包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員と小金井市医師会より選出された認知症の診断ができる訪問診療医が認知症初期集中支援チームとして連携協力し、認知症が疑われるものの医療機関への受診が困難なケースを適切な医療・介護サービスにつなぐ等の取り組みを行うもので、具体的には、小金井市医師会に認知症初期集中支援事業を委託するとともに、市内4ヶ所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を各1名配置する。認知症地域支援推進員の役割は対象者の早期把握に努め、訪問等を実施し、介護事業者、かかりつけ医等と連携を行い、地域における認知症対応力の向上を図ります。

平成26年10月1日より、認知症の早期発見・診断・対応のシステムづくりを行うために、東京都同名称補助事業にて認知症早期発見・早期診断推進事業を開始しているところですが、平成27年4月から国のすすめる認知症総合事業に切り替えたため、都の事業に関する届け出について廃止、国の認知症総合事業に関して新たに個人情報情報を保有する届出を行うものでございます。

また、本事業は委託により実施いたしますので、業務委託について条例第27条により諮問するもので、諮問第6号の個人情報情報は、30ページの別紙の個人情報の記録項目、諮問第7号については32ページから36ページを御覧ください。参考資料といたしまして、37ページから44ページに事業の概要、要綱の案文、委託仕様書を付けておりますので、御覧ください。

それから、保有届の5ページ、届出番号27-102「小金井市認知症初期集中支援事業に係る帳票類一式」です。個人情報情報は11ページに別紙を付けておりますが、諮問書と同様の内容です。様式類集の35ページから41ページに書式を載せてございます。それから申し訳ございません。保有届にお戻りいただいて、6ページに届出番号27-99、こちらは都事業による廃止届となっております。

**【会長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【西口委員】**

教えていただきたいのですが、31ページのところの地域包括支援センター運営委託業務に委託内容の6、7、8を追加と記載してありますが、これは地域包括支援センターの必須業務として追加されたと理解してよろしいのでしょうか。

**【包括支援係長】**

西口委員がおっしゃったとおりでございます。

**【西口委員】**



そうするとこれは必ずやらなければいけないということですね。

**【包括支援係長】**

国がすすめます総合事業の中の一環として、必須事項に盛り込まれております。

**【西口委員】**

もう一点ですが、前ページ29ページの支援業務委託のところで医師会が持っている情報は、31ページの地域包括支援センターの認知症総合支援事業の中で活用されるのでしょうか。

つまり医師会が持っているこの情報は、地域包括支援センターにも共有情報として共有されるのでしょうか。

**【包括支援係長】**

個々のケースにもよりますが、その方の生命に関わるものであれば、すり合わせをして支援に活かしていくことになると思われまます。

**【西口委員】**

そのときのセキュリティの担保はどうなっているのでしょうか。

**【包括支援係長】**

基本的に医師が持っている情報につきましては、医師法によって定められているものでございます。なおかつ、この事業について得た情報につきましては、必ずセキュリティ保護の下に活用するというところでございます。

**【西口委員】**

細かいようで申し訳ないのですが、医師会が認知症初期集中支援チームの中で得られている情報を地域包括支援センターで閲覧や共有することは可能ですね。

**【包括支援係主事】**

こちらに関しましては、様式類集の36ページから41ページまでにあります「認知症初期集中支援事業 訪問台帳①、②、③」を見ていただきながらイメージをしていただければと思います。

主に医師会で記載していただくところは、訪問台帳②になります。こちらの情報に関しましては、基本的にはペーパーベースで地域包括支援センターと医師会とが情報共有していく形になります。基本的に医師からの情報がなければ、今後、どのような方向性、例えば早期に受診をしたほうが良いのか、早期に入院が必要なのか、介護サービスやインフォーマルなサービスで担っていけるものなのかというところの判断は、やはり医学的な判断がかなり必要とされるものですので、主にこの訪問台帳②の用紙で医師と地域包括支援センターが情報共有をする形にはなります。

**【西口委員】**

情報共有というのは、例えばインターネット上でパスワードを入れればすぐに見られるというものではないのですか。

**【包括支援係主事】**

基本的には、メールなどのやり取りではなく、ペーパーベースでの直接での引き渡しという形を想定しております。

**【西口委員】**

分かりました。それでは、医師会が持っている情報が地域包括支援センターにも行くなどして両方が情報を持つということはあるということですね。

**【包括支援係主事】**

それは重々にあり得ます。

**【多田委員】**

個人情報ということではないのですが、素朴な疑問として、今、認知症の方は増えているのに小金井市内にある4つの地域包括支援センターに各1人ずつの専任者だけで対応できるのか、そういったところは大丈夫なのかなと思います。

**【包括支援係長】**

確実に足りるのかと言われると、確実に足りませんということはこの場で答えることはなかなか難しいと思っております。

ただ、国の施策に基づいて4月から配置している職種でございます。まずはそういった認知症に特化した研修を受けた専門職を配置し、そして幅広い認知症についての相談を受け付けますという周知から始めることができればいいのではないかなと思っております。

地域包括支援センターで認知症の相談ができる職員がいる。そして、さまざまな支援が始まるというところから認識を持っていただけるきっかけになればと思っております。そこで殺到するということになれば、それはそれである意味ありがたいお話だと思っておりますが、まずはそこから始めさせていただきたいと考えております。

**【植草委員】**

一つは全く今の御質問と一緒にでした。

もう一つは諮問書の28ページ。内容的には業務を委託されるということで、留意事項がいくつか記載されています。(2)に業務遂行能力が芳しくないと判断した場合という記載がございますけど、誰がどのように判断するのかということが一つ、それと(4)の知り得た情報、これを絶対に他に漏らさないとの周知を図る、これは当たり前なのですが、この辺をどのように見届けていくのか。何か仕組みのようなものをお持ちなのかどうか、持ち合わせる情報は先ほどの諮問

事項、例えば悪徳商法に使われてしまったら大変な情報ばかりだと思いますので、この辺の仕組みについても教えていただければと思います。

**【包括支援係長】**

まず、2点目からお答えいたします。基本的には医師会と地域包括支援センター両方と仕様書を交わすときに、管財課にて仕様書と個人情報特記事項を合わせて必ず守っていただきたいということで進めているところでございます。

それから1点目の業務遂行能力が芳しくないと判断した場合ですが、要するに事業が進まないような状況になった場合は、チームで動いておりますので、担当医、それから地域包括支援センター、行政間で再度体制を見直しまして、どのようなアプローチで仕切り直していくかというところを再度考えていくという形になっていくと思います。

**【植草委員】**

個別訪問員の資質のようなことを考えたときに、結構そのような可能性があり得るということで、あえてこのような事項を規定しているのかなと思ったのですが。

**【包括支援係主事】**

この初期集中支援事業の中では、ある程度の見立てをする能力というものが必要とされてきます。その判断に関しましては、この事業がある程度軌道に乗るところまで私も同席させていただき、きちんとチームとして機能しているのか、一人一人の能力はどうかということ判断させていただきます。そこで何かあるようであれば、医師会、地域包括支援センターと協議しながらチーム員をどうしていこうかということや訪問担当員に関しても検討を重ねていきたいと思っております。

**【植草委員】**

業務委託だけれどもそのようなところには関わるということですか。

**【包括支援係主事】**

始まったばかりの事業でして、近隣で行っているところも実はかなり少ない状況でのスタートになります。しばらくはこちらもどのような形で進めていくかベキかという評価を含めまして、同席させていただきたいと思っております。

**【植草委員】**

業務委託契約としていいか悪いかというのはあるかもしれませんが、しばらくはきちんと見届けますよというお話ですね。分かりました。

**【会 長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を一括して承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

事業概要集の4ページ、それから、諮問書につきましては45ページを御覧ください。

諮問第8号「小金井市冒険遊び場等健全育成事業委託について」、児童青少年課の案件です。

「子どもが自由な発想で自由に遊べる」冒険遊び場等での遊びを通して、子どもたちが「自然との触れあい」や「様々な年代との交流」をし、子どもの感性や生きる力を磨くことにより、地域の子どもの健全育成に資すること。また、地域に安心して遊べる魅力ある環境を形成することを目的として、平成27年6月より冒険遊び場等健全育成事業を実施します。

東京学芸大構内、小金井市貫井北町4-1-1において、週4日、火曜から木曜と土曜。都立武蔵野公園内、前原町2丁目「くじら山プレーパーク」において、週1日、毎週金曜日。ともに午前10時から午後5時。プレーリーダー1名を含む2名以上の体制で冒険遊び場を開催いたしますので、開催に関わる書類を定め、「冒険遊び場来場者名簿」、「冒険遊び場利用者事故報告書」について個人情報を取り扱うことから保有について届出をいたします。

また、本事業は委託により実施いたしますので、冒険遊び場の安全管理の観点から来場する子どもとその保護者の個人情報を取り扱うことから、運營業務の委託について条例第27条により諮問するものでございます。

個人情報の内容は46ページに付けております別紙、個人情報記録項目を御覧ください。参考資料といたしまして、47ページから52ページに委託の仕様書の案文を付けておりますので御覧ください。

保有届にお戻りいただいて、保有届の5ページを御覧ください。届出番号16-57「小金井市冒険遊び場来場者名簿」、届出番号16-58「冒険遊び場利用者事故報告書」です。個人情報の内容は、諮問の個人情報の記録項目と同様でございます。様式類集につきましては、42、43ページに書式を載せてございます。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【亀山委員】**

この事業は以前からNPO法人が独自にプレーパークで子どもたちを遊ばせて

いらしたような気がするのですが、それを今度市が運營業務を委託するという  
ことで諮問をされているということですか。

それともう一つ、事故が起きたときは委託をしても市が責任を持って対処  
するということですか。

**【児童青少年係長】**

従前はNPOが事業を行っておりましたが、午後のみの実施となっておりました。  
その事業におきましては、生涯学習課の放課後子ども教室の補助金を活用して  
事業を実施していたのですけれども、今回、児童青少年課の委託ということで、  
午前10時から午後5時まで週5日間開催という形の事業に切り替えさせていただ  
いております。

また、御指摘のとおり市が責任を持つ形になりますので、委託契約とはまた別  
に、児童館の野事業と同一契約で保険契約を結んでおりまして、傷害保険など  
はそちらで対応しております。

**【多田委員】**

保有届の5ページですが、来場者名簿の保存年限が1年で、事故報告書の保存  
年限が3年ということですが、なぜ1年と3年と微妙に年限を分けているので  
か。例えば、両方とも3年、両方とも1年とはならないのでしょうか。

**【児童青少年係長】**

来場者名簿につきましては、来場されたお子さんの当日の緊急連絡先等を控え  
るために作成しておりますので、毎日お子さんに記載していただくものになり  
ます。

事故が発生した場合については、事故報告書を届け出させていただいて、それを  
元に保険請求をするということになります。事故発生後、保険請求等の事務処理  
にかかる年数等を換算いたしまして、報告書につきましては3年保存させてい  
だきます。

来場者名簿は、そのときに来ているかどうかというものですので、1年保存で  
問題はないということから1年保存にさせていただいております。

**【多田委員】**

保険の関係で3年もかかるものなのですか。

**【児童青少年係長】**

通常の求償であれば、3年というのはいりえないと思えるのですけれども、保  
険契約で治療期間が入院最長180日までということになっております。また、  
この契約自体につきましても、通常の傷害保険のほか、管理者責任として市の責  
任が問われた場合の保険も入っておりますので、そういった案件があった場合に

については、最長でそのくらいはかかるのではないかとということで、3年としております。

**【会 長】**

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の全ての報告、諮問事項につきましての審議はこれを終了いたします。

それでは本日の日程のその他に移らせていただきます。

まず、最初の「個人情報の流出について」事務局から説明をお願いいたします。

**【生活福祉担当課長】**

それでは、福祉保健部地域福祉課による市ホームページ上における個人情報の流出について報告をさせていただきます。

平成26年12月15日から平成27年1月19日を募集期間としまして、「福祉会館建設計画（案）」に対するパブリックコメントを実施いたしました。また、平成27年1月17日に計画（案）に係る市民説明会を開催いたしました。その結果、延べ66人の方から延べ148件の御意見をいただきました。

パブリックコメントの結果につきまして、平成27年2月16日月曜日より市内各施設に配置するとともに、市ホームページに掲載いたしました。

市ホームページに掲載を開始いたしました平成27年2月16日午後1時50分頃、関係団体職員よりパブリックコメントの結果が市のホームページのトップ画面に表示されていない旨の連絡を受けました。連絡を受け、直ちに修正を行い、トップページへの掲載をいたしました。その直後の午後2時頃、先ほど連絡をくれた関係団体職員より再度連絡があり、現在ホームページに掲載されているパブリックコメントの結果データに意見を提出された方の住所、及び氏名が残っている状態であるとの指摘を受けました。これを受け、直ちに掲載を中止し、データを修正後、ホームページに掲載いたしました。

平成27年2月20日にパブリックコメントの検討結果について、御意見をいただいた方の住所及び氏名が閲覧可能な形式で市ホームページにおいて公表していたことについての御報告とお詫びの文書を対象となる42名、及び2団体に送付をさせていただきました。

貴重な御意見をいただいた方々の個人情報を流出するという、あつてはならないことで御心配と御迷惑をおかけいたしましたことは大変申し訳なく、深く反省しております。

パブリックコメントの結果について、ホームページでの公表に当たり、担当職

員は作成したデータを十分な確認をしないまま掲載の起案を行い、また、決裁の段階においてもデータに個人情報が入っている状態であることを確認できず、ホームページ掲載に至ってしまいました。

今後はこのようなことを起こさないよう、個人情報の取扱いについて改めて徹底を図ります。以上、報告とさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

**【会 長】**

ただ今、その他の案件として、当市のホームページにおける個人情報の流出事故があったとの報告がありました。その経緯と対応について担当部局から陳謝された意思表示がございました。

御意見、御質問があればお受けいたしたいと思います。

**【亀山委員】**

ミスは誰にでもあると思うので、担当職員の方も大変だったろうと思うのですが、関係団体の職員から話があるまで分からなかったということと、処理したものは私でもチェックをして、きちんと処理されているかと確認するのですが、そのようなことがなされていなかったのか、ホームページに載せたことを誰かがチェックするシステムがあったのか、今まではそのような事柄をどのような手順で行っていたのか、それが起きた後、対応をこれからとりますとおっしゃるときに、どのように今度はそれを防ぐために対応をしていかれるかというところを教えてください。

これは職員、市役所で起きたことですが、市は委託をされていますよね、そのような事柄をされている、監督する立場の方たちの中での事柄だと思えば、市の対策のとり方、そして今まで委託しているところにどのような対策をとっていらっしゃるのか、チェックをされているのか、ということは何度か質問させていただいていますが、もう一度聞くいい機会になったと思っていますので、その辺を教えていただければと思います。

**【会 長】**

ただ今、亀山委員から今回発生した事案についてございました。一応の説明は先ほどの担当事務方の説明並びに陳謝において表明されたわけですが、通常の行政事務で常識中の常識、特にホームページで公開するというのは、世界中に公開するわけですから、確認行為がどのように具体的にされる予定であったのか、実態として多忙に紛れて忘却されていたのか、非常にこの事件の経緯の中では要のところでは。そこについて亀山委員がいったいどういうことなのかということで、素朴な質問を出されております。

まず、担当課から答えていただき、全体として今後の対応をどうするのか、これを二度と発生させない責任ある行政の広報活動を展開していくにはどのようにするかということについて、市全体の問題でもありますから場合によっては総務部長、あるいは総務課長からも追加の説明があってもいいのではないかと思います。そのつもりで、担当課から説明いただき、必要があれば総務部から包括的な説明をしていただけるとありがたいと思います。

#### 【生活福祉担当課長】

現在、庁内各課、ホームページにパブリックコメントの結果等について公表しております。

私どもはこのパブリックコメントの結果についての公表にあたりましては、まず、担当職員がこのような結果をホームページに載せるという起案をして決裁に回します。係長、そして最後に私が画面を見て内容の確認を行い承認するわけですが、その時点では、画面を見ただけでは氏名と住所は載ってはいない状態でしたが、ですので、画面を見るだけで私どもは決裁をしてしまったという状況でございます。

掲載を始めてから、関係団体職員から指摘されるまで約14時間ございましたけれども、その間にももちろん担当課においてもきちんと載っているかどうかということを確認しておりましたけれども、その画面を見る限りでは、出てはいけない個人情報については画面では確認できない状態ということで、やはりそこも、確認の仕方としては大変慎重さに欠けていたということでございます。

今後につきましてこのような情報をホームページ上で発信するような機会がございましたら、それにつきましてはやはり個人情報の取り扱い、また庁内におきましても、個人情報については厳重に扱うようなことになっておりますので、十分に反省をいたしまして、確認体制等はきちんと行おうと思っておりますのでございます。地域福祉課の対応といたしましては、そういったところでございます。

#### 【情報システム課長】

まず、今回このようなことになりましたことを御詫び申し上げます。私ども情報システム課は、ホームページを主管してございますので、ホームページの掲載の流れをまず説明させていただいた上で、今、生活福祉担当課長の説明の補足をさせていただきます。

まず、今、私どもが採用しているホームページの方式はCMSという方式でございます。これは各課において、ひな形が用意されておきまして、そこに掲載をする記事でありますとか、添付する資料を貼り付けているわけです。

今、生活福祉担当課長から話がございましたが、まず担当職員がそれを入力し



た後に、文書でいえば決裁、電子的な決裁的な要素がCMSにはございますので、基本的には主管の課長がその記事を確認します。当然、記事の内容は主管課でしか分かりませんので、きちんとした確認をいただいた上で課長の承認を得られます。そうしますと、その段階で私ども情報システム課にデータがまいります。

私どものほうでは、いわゆる文字の確認、あと日付、こういった確認はとれるのですが、中身までの確認はとれません。といいますのは、中身の文言が正しいのかどうなのかは分かりませんので、それは原課のほうでの承認が得られているということに基づいてオーケーを出します。そして、1日2回、午前0時とお昼の12時30分にそれぞれの課で承認したものが掲載されるということでございますので、委託をしているわけではないのです。あくまでサーバーの管理などの委託はしてございますが、記事の掲載については私どものほうで行っているという状況でございます。

ホームページにつきましては、管理運営要領や事務マニュアルがございます。その中でもきちんと個人情報に関わるものが外部に出ないように十分配慮、注意するというものも当然、規定されてございます。

今回、個人情報が入った内容でございますけれども、文言で漏れたわけではございません。添付したファイルです。先ほどの議論にPDFというものがありませんけれども、PDFのファイルであれば、基本的には加工はされないはずですが、ただ、専用のソフトがありますと場合によっては、元で作った表計算ソフトであったり、文書ソフトであったりとそれをPDF化したものを、元に戻すことも可能なソフトが実際にあります。

今回の場合は、表計算のソフトで作った資料がそのまま添付されました。本来はこの情報については、個人情報の部分は削除するのが当然です。しかし、個人情報の部分を削除しないで非表示にしたのです。そのままアップしました。ですから、御覧になられた方で、そのデータをホームページ上からダウンロードして、そのまま見ていけば、多分、気付かれなかったかもしれないのですが、知識のある方、表計算ソフトを使いこなせる方ですと、ここの部分が非表示だからおかしいと思って開けてしまうと、そういったデータも見えてしまいます。今回の事例はそういう状況でございます。

私どもといたしましては、この話を原課から聞いた際に、まず添付するデータについても、とにかく確認しろということで対応してございます。

そして、3月6日付けで、私どものほうから各課の職員に対しまして、通知文を出しました。まずは、ホームページの掲載については管理運用要領に基づいてきちんと処理をすること、それから決裁するものはきちんと内容を確認する。そ

れと併せまして、添付のファイル、これにつきましては作成の段階から個人情報に関わるものは削除します。中には、どうしても表計算の形や文書のソフトの形で載せられるケースがあります。これは利用される方、例えば、申請書などがありますと、手書きではなく文書ソフトに入力されたいですとか、表計算ソフトの中で入力したものを提出されたい方もいらっしゃいますので、これを規制することはなかなか難しいです。ですけれども、今回のように添付資料として載せる場合であれば、とにかく個人情報は絶対に削除しなさい。それと同時に、先ほど申し上げましたPDFのファイルにつきましても、個人情報の部分を除いてから、削除してから加工しなさいということで、今、周知をしたところでございます。従いまして、現段階ではこういったことを周知して対応策として行っている状態でございます。

**【会 長】**

総括的な対応について、引き続きこの段階で総務部長からいただければと思います。

**【総務部長】**

先ほど、会長からもホームページ上の情報というのは世界に発信するという重みがあるものだというお話がございました。確かに、そういうことなので、重みがあるということを今後、職員に周知をしていきたいと思っております。

それから、企画財政部から全庁的に注意喚起をかけております。チェック体制の再認識、情報の重み、こういったものを全職員に注意して、このようなことが再発しないように行っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**【会 長】**

ただ今、担当課それぞれと総務部長から総括的な事案の経緯と処置について説明がございました。個人情報が漏えいし、すぐ部内でのチェック体制においてそれに気が付き、可及的速やかに、間違った内容を取り下げて、正しいものに差し替え、関係者へ経過と謝罪文を送付するなどの説明をするという行為があれば良かったのですが、今回は運悪くしばらく時間が経過してから部内ではなく、一般の市民関係者が気付いて連絡をもらうということに事件の深刻さが潜んでいるのではないかと思います。

ホームページに誤って掲載されたら世界中に情報が伝播します。紙で漏えいするのも同じ漏えいでもありますけれども、紙というのは印刷部数と物理的に拡散する距離や時間もありますので、電子の漏えいというものは本当に世界的なもので、深刻なものがあります。

行政というのは公平、公正に行いますが、その中には各事務の手際の良い、電

子時代に対応した確認行為というのが全てにおいてないと駄目なのです。これは行政改革を待たずとも、一般の行政事務で基礎にある、大前提であることです。それがただ今の説明の中では、当市のこの事案については、残念ながら対応の抜かりがあったと見なさざるを得ないと思います。

それで、早速皆様方に御意見があれば、この場でいただけたらありがたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

#### 【多田委員】

先ほどの説明だと、データをホームページに載せるときは、主管課がチェックしたものを情報システム課が上げるということで、チェックは主管課までという説明をいただいたと思うのです。例えば、それであったとしても、情報システム課としてデータを頂いたときに、PDFではなくて、エクセルだということが、おかしいと情報システム課は思わなかったのでしょうか。PDFとエクセルは画面を見た段階であきらかに違いますよね。そういったところを情報システム課として、なぜエクセルで送ってきたのかという警告を担当課に発しなかったかどうかということを聞きたいです。

#### 【情報システム課長】

当課の答えとしては、われわれはPDFであろうとも、表計算ソフトのファイルであろうとも、文書ファイルであろうとも、原課のほうで添付してくるものですから、別に表計算ソフトでつくった添付ファイルがおかしいということにはなりません。これは当然あるわけですから、実際の問題として今も市のホームページの中には表計算ソフトでつくった様式もございますし、文書ソフトでつくった様式もあるわけですから、添付として間違っているものではないのです。ですからそこは、例えば表計算ソフトだから、文書ソフトだから原課に確認するかといいますとそれは行ってはおりません。

先ほども申し上げましたけども、基本的には原課でそれが正式なものだということで上げているわけですから、それが余程違う形式のものが上がってくればこれは何ですかということになりますけれども、通常としてありますので、そこは申し訳ございませんけどそのような対応はしてございません。

#### 【仮野委員】

私も新聞記者をしていた頃、いろいろミスをして、交通事故で亡くなった女の子の顔写真を撮りに行って、別の女の子の顔写真を新聞に載せてしまい、支局長と一緒に謝りに行ったりなど、随分とミスをしました。ですから、あまり大きなことは言えないのですが、ひどいのは10時間ぐらい後に、やっと外部からの指摘で判明するということですよね。

要するに、パブリックコメントの内容が載っていないよ、添付ファイルが付いてないよという話ですよ。先ほど決裁の段階で添付ファイルが付いてないかどうかについて確認ができないというような趣旨のことを担当課長はおっしゃっていましたが、できないものですかね。私は添付ファイルで送った場合、すぐにもう1回確認して、しまった付け忘れていた、ということで、送り直しますと再送したりします。それが一点。

それから、外部からの指摘を受けて、その後直ちに修正の上、再掲載したとあります。ここで慌てたわけですよ。修正の上とありますけど、このときに何を修正したのですか。そのときはすでに個人情報載っていたまま載せているわけですから、何も修正してないですよ。そして、2時10分過ぎに個人名が載っているとの指摘を受けた。二重三重のミスが重なっています。

最後の質問ですが、この42人、2団体は、文書を受けとった後、特に問題視されていないのですか。つまり、これで具体的に被害を受けた人はいたのでしょうか。その最後の一点だけ質問です。

**【生活福祉担当課長】**

最後の部分だけでよろしいですか。

**【仮野委員】**

42人及び2団体についてだけでいいです。

**【生活福祉担当課長】**

42人、2団体の方にお詫びの文書を差し上げたところ、特に御連絡をいただいた案件もございませんでした。その後、現在に至るまでこれに起因する被害があったという御報告も受けているところではございません。

**【植草委員】**

結果は何もなかったということで、非常に良かったと思いますけれど、普通に考えて16日に判明して対応が20日金曜日。ここで初めて連絡なり、お詫びなりをしたということなのですが、自分たちも長く仕事をしていて、当然、このようなことはありますが、対応としては非常に遅いと思います。まず同日に連絡を入れ、それ以上のリスクが拡大しないように手を打っておき、その後お詫びの内容等をどうするかですよ。随分、時間がたっているように思いますが、その辺はどうですか。

**【生活福祉担当課長】**

おっしゃられるとおり、対応につきましては、遅かったと思っているところでございます。対応につきまして、16日に発生後、お詫びの文書の発送が20日になり、時間がかかってしまっているということについては、私どもも深く認識

しているところでございます。

**【嶋田委員】**

私も基本的には、人間ですから間違いは絶対にはないとはいえないと思いますし、私も少し関連することをしてしていますので理解はいたします。世界に発信する、非常に大事な市のホームページでのことだという重さを考えると、情報システム課もよく責任は痛感されていると思います。

私は、この実体は2つ間違いがあると思ってまして、まず載っていないから載せなさいと言われると慌てるのですが、相当慌てて載せたということです。ここをまず、一番喚起をしていただきたいと思います。それをやってらっしゃるということです、相当、徹底をするのだと思います。

修正が遅かったことも事実ですから、謝らないといけないと思います。それで喚起しました、こうしました、としても二度と起きないかという、やはり間違いは起きるのです。私はもし誠意を見せるとしたら、情報システム課の言う、1日2回更新をする間に、どなたが担当として適任かは分かりませんが、部課長なりその下の方が確認をすることができないものかと思います。毎日リアルタイムに載せているわけではないですよ、そんなに負担になったら、また税金が掛かって、職員が大変だという話になりますが、誠意を見せるとしたら、そこで責任のある部課長のところで、5分、10分、アップしたものを確認することなのではないかと思います。技術的な判断は、情報システム課かも分かりませんが、そういった確認体制を新たに作ることが誠意を見せることになるのではないのでしょうか。私たちは理解したかもしれませんが、謝っているだけではなかなか市民はそうですねとは言わないかもしれないです。改善策があって、なるほど改善したなということをされたら、もう少し誠意が皆さんに伝わって、いい勉強をしたな、失敗は次にいい方に向くな、と捉えると思います。

これは私の意見なので、そうしてくださいとは言いませんが、もしこれから改善されるとしたらぜひ御検討したらいかがでしょうか。

**【望月委員】**

暮れから新年度にかけてこのような事件があったわけです。ここで新しい職員が入られたときの研修に、こういったことを踏まえた研修が行われていたのかどうか。ただ単に文書を通知するだけではなかなかこういったことの芯まで通じないかも分かりませんので、機会のあるごとに新任研修とは別にこれは必要ですし、それ以外にも時折、こういった事例をとらえた職員研修というものが大事ではないかと思いましたので、これは意見ですが申し上げておきたいと思います。

**【会 長】**

望月委員、嶋田委員と併せて、起こったことの実を認めざるを得ないけれども、やはり組織的な再発防止の仕組みをいい学習の機会として学んで反省し、個人としてももちろん心掛けなくてはならないけども、組織全体として再発しないような仕組みをつくって対応する。それを職員研修や新人研修という人材育成の場においても徹底する。行政はやはり人の力、職員の力にかかっているという反省です。非常に貴重な御指摘をいただきました。

#### 【情報システム課長】

今、望月委員からも貴重な御意見をいただきました。私どもは毎年度必ず、情報システムに関わります事業計画を立ててございます。これは市の最高機関でありますIT推進本部の傘下にあるものでございまして、その事業計画の中では、セキュリティの研修を必ず行っております。例えば、入所した職員であれば初級、初級が終わったものであれば中級、また管理職者向け、それから、監査養成向けなどいろいろ用意はしてございます。

従いまして、この4月に新任職員にも職員課による研修の中で、私ども情報システム課の主体とする情報セキュリティに関する研修を行いまして、そこでもセキュリティの取扱いということは研修してございます。

また、この夏以降、事業計画に基づきまして行っている研修の中では、今までこのように行ってきたのにも関わらず、いわゆるヒューマンエラー、どうしても防ぎたくても防ぎきれないというものがありますし、実際にこれは起こってしまいましたので、今、このセキュリティの研修を委託している業者にも、今年度の研修におきましては、今回の件を含めて、このようなことが実際にあったのだということを職員にもきちんとした形で研修を行う。

今後、番号制度も入ってきますし、より重要な情報を扱うこととなりますので、今年度の研修におきましては、主管である私ども情報システム課としましては、さらなるセキュリティレベルの意識向上、これに努めていきたいと考えております。

#### 【会 長】

ありがとうございました。結局、これは行政の機能において経営化というのがわが国の行政改革の流れの中でとらえられ、その手段として電子化、システム化、情報化、組織化がなされているわけです。これが民間企業であれば、チーフ・インフォメーション・オフィサー、CIOという責任者、組織部門の長がおりまして、その責任の下において、このようなセキュリティチェックは個人が心掛けて確認すると同時に、組織全体としてもダブルチェック、トリプルチェックでなされるわけで、責任体制もはっきりしているわけでございます。

個人情報保護について、あるいは情報公開について、わが国の地方自治体の中においても特段、小金井市は先進的に職員も一体となって取り組みましたし、それは小金井市民という非常に先進的な新しい感覚を持たれた大勢の市民が住まれている町でもあって、それはわれわれ小金井市の誇るべき資産、社会資本であると思うのであります。

電子化行政の中では、つい気を緩めるとこのようなことはどの部門におきましても起こり得る事件でございます。私どもは今日を契機により一層反省し、組織を挙げ、また総務部として、研修、学習、ラーニングをしていただき、機械だけに頼るのではなく、PDFであろうと、何であろうと、職員が最後は肉眼で内容をよく確認して、セキュリティの推進を日夜心掛けるというのは、市民に対する反省の偽らざる姿だと、その誠意をもって答えるということで、この事案の今回の扱いにしたいと会長も思っておりますがいかがでしょうか。

**【多田委員】**

一点、どなたかが質問したことに対して答えてないと思います。（3）の3行目の「その後、直ちに修正の上」の修正というのは、どのように修正をしたのかということを誰かが質問されたと思うのです。

**【生活福祉担当課長】**

申し訳ございません。最初の修正といいますのは、ホームページをまず開いたときに、そのトップページにパブリックコメントの結果が出ていない、一体どこを見ればいいのかという御指摘を受けました。パブリックコメントの結果については、載っていたのですが、最初にホームページを開いたときに分かりやすく表示されていなかったという指摘を受けまして、最初の修正というのは、データそのものを修正したのではなく、トップページに表示するという修正でございます。

そのトップページに表示されたものを、関係団体の職員が閲覧をしたところ、表計算ソフトのデータがあり、それを自分のデータに取り入れファイルを開いて操作をしたところ、住所と名前が閲覧できる状態になってしまっているという御指摘を受けました。2度目の修正といたしまして、ホームページの掲載を中止し、先ほど、情報システム課長が言いましたが、非表示になっていた状態ではなく、そこを削除した状態で、再度PDFとして掲載を始めたということでございます。

**【仮野委員】**

素人なのだけど、誰かが処理して情報システム課に送り、トップページに載っているか、いないかというのは画面を見れば分かりますよね。

**【生活福祉担当課長】**

はい。そうだと思います。

**【仮野委員】**

1 4 時間、誰も気付かなかったのですか。

**【情報システム課長】**

補足させていただきます。今、担当課長が説明しました関係団体から載ってないという連絡は、最初の画面の上部の右側にトップ記事のようなものがあるのですが、そこに載ってなくて、スクロールした下のほうにある各課の最新情報というところには記事が出ていたのです。

ただ、そちらですとスクロールしないと見づらいので、御指摘として関係団体の職員は、一番目立つ右上のトップ記事に出してくださいと、そのようなことでお電話をしたようです。それに基づいて、トップページの右上に新たに出したということが、その修正という意味です。ですから、記事自体は、すでに掲載されていたということです。

**【仮野委員】**

別にトップにするほどの価値があるものでなかったという判断ですか。

**【情報システム課長】**

トップページの上の所に載る場合というのは、各課の判断ですけれども、基本的には、災害であったり、振り込め詐欺など、そのような情報が多く載せられているものでございます。

**【会 長】**

事実経過の各部エビデンスはそういうことだそうであります。いずれにいたしましても、電子化時代というのは確認行為を怠りますと、取り返しがつかない事態に瞬時に落ち込んでしまいます。やはり電子化時代に対応した行政職員の一層の自覚とそれから個人自覚だけでは先ほど委員からも指摘がありましたが、また起こり得る可能性も残されているわけです。それを本当に再発させないためには、システムとして、組織として起こさないようにすることを、総務部内における課題として対応策、電子広報、特にパブリックコメントを求めたら、市民もこれは開けて閲覧するに決まっておるわけでありまして、本当にこれは大変なことになりますので、特に緊張して内容を確認の上、技術的に処理される情報システム課にそれを送る。オリジナルの情報を生成する担当課が確認をするということは決め手であります。しかし、いろいろなセーフティネットでシステムの二重、三重にも確認ができるような、それがスピードを要する中でもできるような、そういう仕組みをぜひ今後、総務部としても考えてもらいたいと思います。これがまた、何年かたたないうちに、また同じような事案が発生しますと、本当にわれわれ審議会としてもより厳しく、今回も厳しい対応はしているのですが、よりきつ



い対応を求めることとなりますので、そうならないように調和のとれた緊張の中で、事務がスピード良く、能率良く、かつ間違いなく推進できますように、会長としても職員全体にお願いしたいと審議会全体の委員の偽らざる気持ちとして、市民代表としてお願いをいたして、この案件につきまして、審議を終了いたしたいと思います。

それでは、その他の次回の会議日程について事務局からお願いいたします。

**【総務課長】**

次回は、7月23日木曜日午後6時から、同じ801会議室を予約してありますので、お願いしたいと思います。

**【会 長】**

ただ今、次回の審議会は7月23日、木曜日、午後6時から、当801会議室にて開催をするということで御了解を賜ればありがたいと存じます。

本日は報告並びに審議の議案につきまして、マイナンバー制度の実施が目前に控え、現代社会の新しい社会的な構造変化、そういったものを踏まえた判断を必要とする案件が目白押しでございました。それを細かい視点につきましても、市民の目線に立ちまして、慎重審議をさせていただきました。審議時間が、もう間もなく9時でございまして、おそらく近年の中でも時間を要した審議会となりましたことを皆さまに御了解いただきますとともに、お付き合いいただきましたことを感謝申し上げます。

では、本日の審議会のすべての事案を終了とさせていただきます。これをもちまして閉会を宣します。それでは、どうもありがとうございました。

— 了 —